

公益財団法人 乙卯研究所 特許取り扱い基本方針

1. 目的

公益財団法人 乙卯研究所に帰属する特許等が公益に資するよう、その取り扱いについて基本的な考え方を明確にする。

2. 特許取り扱いの基本的な考え方

当研究所に帰属する特許の取り扱いについての基本的な考え方を明確にするため、次のとおり主要な方針について定める。

- ① 当研究所に帰属する特許等の維持、廃棄については、所長が有用性と維持に伴う費用等を勘案の上、判断し、理事会に報告することとする。
- ② 維持する特許等については、公益に資するためにリスト公開並びにライセンスに関する活動を行い、社会での実用化・事業化の可能性を重視する。
- ③ ライセンス先の社会的信用、コンプライアンス状況を勘案する。
- ④ 当研究所に帰属する単独特許の大学等へのライセンスは、当研究所の研究活動に支障が無い限り無償の実施を認め、企業へのライセンスは有償とする。またライセンス先のサブライセンスは許可しないこととする。
- ⑤ 個人帰属となった職務関連特許等についても上記②乃至④を当該発明者に期待する。

2016年6月14日制定

以上